

第三百三十四号議案

火災予防条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年六月六日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例（昭和三十七年東京都条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「道路上に設ける」の下に「電気事業者用の」を加え、同項ただし書中「またはおおわれた」を「又は覆われた」に改める。

第十一条の二第一項中「自動車等（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。第十一号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力二百キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、第十五号を第十七号とし、第十四号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第十一条の二第一項第十三号を同項第十四号とし、同項第十二号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分）をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同号を同項第十三号とし、同項第十一号中「自動車等」を「急速充電設備

と電気自動車等」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六号中「急速充電設備と電気自動車等との接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「急速充電設備と電気自動車等と」を「コネクターと電気自動車等」に、「させない」を「しない」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「させない」を「しない」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第十一条の二第一項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 急速充電設備（全出力五十キロワット以下のもの及び消防総監が定める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から三メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

イ 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

ロ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第十一条の二第二項中「当該蓄電池」の下に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、「前項第八号及び第九号」を「前項第九号及び第十号」に改め、同条第三項中「並びに同条第二項（屋外に設けるもの（全出力五十キロワット以下のもの及び消防総監が定める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）に限る。）」を削る。

附 則

1 この条例は、令和五年十月一日から施行する。

2 この条例による改正後の火災予防条例第十一条第二項に規定する変電設備（第八条の三第三項、第十二条第二項及び第十三条第二項において準用する場合を含む。）又は第十一条の二第一項に規定する急速充電設備であつて、この条例の施行の

際、現に設置され、又は設置の工事がされているものについては、なお従前の例による。

(提案理由)

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和五年総務省令第八号）の施行に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準に係る規定を改めるほか、所要の改正を行う必要がある。